

日本でのラムサール条約導入過程におけるワイズユースの位置づけについて

佐々木 美貴 (日本国際湿地保全連合)

SASAKI Miki (Wetlands International Japan)

miki_sasaki@wi-japan.org

1. ラムサール条約成立プロセスにおけるワイズユースの位置づけについて

「ラムサール条約の父」、G.V.T.マシューによれば、ラムサール条約の骨格は、①干拓等による湿地の喪失への警鐘、阻止、②ワイズユースが不可欠、③国際的協力の必要性、④「湿地」の広い定義、⑤モニタリング、調査・研究の重要性、⑥登録簿への登録の意味、であった。

ワイズユースを重視した理由は、発展途上国での湿地破壊を阻むには、「その資源を賢明に利用するために、助けが必要」だからである。人々は昔から湿地を利用してきた。だから、「完全な保護を目指すのではなく、湿地のワイズユース（賢明な利用）を許す」ことが重要だとされた。そこで、1965 年に、条約準備の中心団体だった国際水禽調査局 (IWRB) は、次のように提案した。「自然保護、狩猟やその他のレクリエーション、教育、科学、経済的な必要性の間で正しい均衡をとりながら、湿地の合理的な利用が行われるために必要な保護管理のための声明に合意する」(G.V.T.マシュー著 小林聡史訳 『ラムサール条約その歴史と発展』 釧路国際ウェットランドセンター 1995 年)。

2. 日本におけるワイズユースの導入プロセス

条約成立の 1971 年は、公害問題と自然保護を背景に、日本で環境庁が発足した年でもある。

日本にラムサール条約加盟を働きかけるための組織として、1977 年に国際水禽調査局日本委員会 (IWRB-J) が発足した。IWRB-J は、狩猟に関わる 2 団体、鳥に関わる 5 団体など 9 団体で構成されていた。IWRB-J を中心とする加盟批准運動の結果、1980 年に日本はラムサール締約国となった。しかし、運動の経緯もあって、国会の衆議院外務委員会における批准提案趣旨説明においては、水鳥にとっての重要性のみが強調され、日本語の条約名称が「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」とされた。すなわち、マシューたちが強調した湿地のワイズユースは、日本での条約批准時点では、重視されていなかった。

3. ワイズユースが位置づかなかったことによる軋轢とその後を展開

ワイズユースの位置づけの弱さから、登録湿地関連の地域では、伝統的な湿地の利活用をしてきた人々と、鳥類などの「自然の保護」を最優先する人々との間で、軋轢が起ることも珍しくなかった。漁場、塩田、海苔養殖、潮干狩り、遊園地（公園）などの場として使われてきた谷津干潟は、東京湾奥の埋め立てが進む中で、シギ・チドリ類の「聖地」となり、1993 年の登録以後、人の立ち入りが極端に制限された。水田や蓮田、漁場、肥料調達の場として使われてきた佐潟では、1996 年の登録以後、自然の遷移に任せたほうが良いという「自然保護」の人々が、潟の水質改善のためのヨシ刈りに強く反対し、ヨシ刈りができなくなった。

これらの軋轢は、日本の登録湿地が 20 か所増えた 2005 年前後から、ワイズユースについての考え方や事例についての研究、それを推進する組織が徐々に広まったことなどにより、改善され始め、今日に至っている。

キーワード：ラムサール条約、ワイズユース、IWRB-J、G.V.T.マシュー、自然保護